

## 令和6年度 第1回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 令和6年7月10日（水）午後3時30分～5時00分

【会 場】： 新潟市役所 本館5階 全員協議会室

【出席者】： 委員長 上村 都 (大学教授)  
委 員 今井 あかね (大学教授)  
委 員 梅澤 克博 (公認会計士)  
委 員 富山 栄子 (大学教授)  
委 員 松岡 立行 (弁護士)  
委 員 榎並 みほ (公募委員) (出席数：6名／委員数：6名)

【傍聴者】： なし

### 1. 定例会議 報告

#### (1) 令和5年度下半期（10月～3月）発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告

(上村委員長)

委員長の上村です。委員の皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより、令和6年度第1回新潟市入札等評価委員会定例会議を開会いたします。

次第1「定例会議 報告」の(1)「令和5年度下半期発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等」並びに「総合評価方式」について、事務局は報告をお願いいたします。

(事務局)

契約課長の加藤です。

本日は、皆様、お忙しい中にご出席いただきありがとうございます。それぞれのお立場からさまざまな視点で本市の入札制度について忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度下半期の発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等について報告と説明をさせていただきます。お手元の資料1ページ、発注工事総括表をご覧ください。予定価格が250万円以下の工事を除く、令和5年10月から令和6年3月までの半年間の発注工事の状況でございます。契約総件数が340件、当初契約額の合計は119億1,203万4,420円で、平均落札率は92.66パーセントとなっております。制限付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりです。件数につきましては、前年同期が333件であ

ったのに対し、7件の増となっています。平均落札率につきましては前年同期が91.53パーセントであったのに対し1.13ポイント上昇しています。

次に2ページをご覧ください。発注件数と落札率の推移をグラフ化したものになっております。前回お示ししたグラフに令和5年度下半期のデータを追加しております。傾向といたしましては、平成17年度以降下がり続けた平均落札率が平成20年度に最低制限価格を2パーセント引き上げて以降上昇し、平成26年度に区役所発注案件について下限を90パーセントに引き上げて以降はほぼ横ばいの状態が続いておりますが、令和5年度下半期においては若干の上昇が見られました。これは、令和6年1月に発生した能登半島地震により被災した施設等の応急復旧工事において緊急を要するため随意契約とし、落札率が高くなった案件が多くあったことによるものと考えています。入札改革の経緯としましては、一番下に記載のとおり、令和6年2月より余裕期間制度を導入いたしました。余裕期間制度といたしますのは、受注者側の労働者の確保や建設資材の準備期間の確保、技術者の配置の平準化のために、発注者側で発注や施工時期の平準化を図るものです。本市では契約ごとに一定期間を余裕期間として加味した工期を設定し、工事着手日を選択できる制度としております。

次に、苦情処理、指名停止、談合情報対応について報告いたします。資料の5ページをご覧ください。苦情処理について、該当案件はありませんでした。

次に、6ページから7ページの指名停止についてです。令和5年度下半期においては3社を指名停止としています。1社目は株式会社小野組です。新潟県新発田地域振興局が発注した平木田柳原地区取水工第1次工事の競争入札に関し県職員から予定価格等の提供を受け、ほかの参加業者と談合したとして令和5年10月11日、当該業者役員が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されました。このことが新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の第2条、別表第2第5号の競売入札妨害または談合に該当したことから、6か月の指名停止といたしました。

2社目は、株式会社岩村組です。こちらも先ほどと同じ案件で、談合を行ったということで6か月の指名停止といたしました。

3社目は、株式会社斎藤電設です。市立保育園構内情報通信網設備整備工事の施工にあたり、アスベスト対策が必要であるにもかかわらず、十分な対策を行わなかったため、アスベスト飛散のおそれから市立保育園5園が一時的に利用できなくなり、保育場所を変更しなければならない事態を生じさせました。さらに状況調査の段階においても、作業報告書に実際とは異なる内容が記載されているにもかかわらず、虚偽、偽りはないという誓約書を提出するなど、不正、不誠実な対応が続けられました。このことが指名停止等措置要領第2条、別表第1第1号の虚偽記載、別表第1第2号の過失による粗雑履行、別表第1第5号の安全管理措置の不適切によ

り生じた公衆損害事故、及び別表第2第7号の不正または不誠実な行為に該当することから、3か月の指名停止といたしました。

7ページには、今ほど申しあげました指名停止等措置要領の該当条項を参考までに掲載しております。

続きまして8ページ、談合情報対応について該当案件はありませんでした。

次に、総合評価方式について技術管理課からご説明申し上げます。

(事務局)

技術管理課の樋口でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、3ページをご覧ください。総合評価方式についてです。「1. 総合評価方式とは」ですが、価格と価格以外の技術的な要素を評価の対象として、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術力の両面から最も優れた者を落札者とする入札方式です。平成17年度に公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法が施行されるまでは、価格のみによる競争が中心であり、厳しい財政状況のもと公共投資が減少する中で、受注をめぐる競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著になっていました。品確法の理念のもと、総合評価落札方式は工事の品質確保のための主要な取組みとして位置づけられました。

「2. 本市における取組み」ですが、新潟市総合評価方式試行要領を平成18年度にスタートしました。総合評価方式の型式は、工事の難易度に応じて四つに区分してあり、主に「①特別簡易型」を実施し、「②簡易型」は年間数件を実施している状況で、技術的な工夫の余地が大きい工事で採用する「③標準型」、「④高度技術提案型」はこれまで実施していません。特別簡易型と簡易型については後ほどご説明いたします。一般競争入札のおおむね6割程度で総合評価方式を実施する運用を進めています。対象工事は一般競争入札の工事のうち、平成25年度からは設計金額5,000万円以上の工事を対象としていますが、工種により一般競争入札とのバランスを考慮し5,000万円未満の工事でも数件実施しています。対象工事選定の流れは、①発注課が候補を選定し、技術管理課で工種ごとのバランスや同種、類似工事の施工実績があるかなどを確認し、②請負工事入札参加資格要件等審査委員会等で認めていただく流れでございます。

「3. 特別簡易型と簡易型について」です。4ページの「令和6年度 技術評価点の配点表」をご覧ください。表の一番上の行に型式があり、特別簡易型と簡易型に分かれ、さらに設計金額により、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型にそれぞれ分かれています。特別簡易型、簡易型ともに技術的な工夫の余地が小さい工事を対象としています。薄いオレンジ色の塗りつぶし行、簡易な施工計

画ですが、これを求めるかどうかは特別簡易型と簡易型の違いです。簡易な施工計画を求める場合は、その施工計画の提案内容が有効な手立てかどうかを評価します。

次の薄いオレンジ色の行、工事の施工能力は、企業と技術者に分け、それぞれに、工事成績、同種工事の工事成績、同種・類似工事の施工実績等の項目について評価します。

次の薄いクリーム色の行、地域・社会貢献度、次の薄いクリーム色の行、客観的な優良品性は、応札企業の固定化を防ぐため、案件により指定する項目を選択しています。

以上の評価項目を合計したものが、この表の下のオレンジ色の行、技術評価点で、その下のオレンジ色の行が、価格評価点、最下部のオレンジ色の行が技術評価点と価格評価点を合わせた総合評価点です。技術評価点と価格評価点の割合は特別簡易型でおおよそ2：8、簡易型で3：7の割合です。

3ページにお戻りください。「4. 社会情勢の変化に評価項目で応じていく」についてですが、建設業界との意見交換やアンケート調査を行い、地域、社会貢献や担い手の確保等の課題解決を後押しするとともに、競争性確保や透明性向上を目指し、運用改善を行っていきたいと考えています。

以上で、総合評価方式の説明を終わります。

(上村委員長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきましてご質問等はございますでしょうか。

(松岡委員)

ご説明ありがとうございました。指名停止の関係で、斎藤電設のご説明の中で、過失による粗雑履行に該当するというご説明があったのですが、この理由を拝見すると、本来アスベスト対策が必要だという工事に対し、実際は行っていない簡易な養生と湿潤化作業を行ったという嘘の誓約書を提出し、作業報告書には実際と異なる内容を書いていたとすると、意図的であると思われるので、過失による粗雑履行ではなく、故意による粗雑履行に該当するのではないかと。悪質性のレベルが違うのではないかと思います。もちろん、別表第2の7の不正または不誠実な行為にも該当するとなっているので、そこで包摂されているのかもしれませんが、過失による粗雑履行に該当と言われると少し違和感があるのですが、そこをご説明をお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。おっしゃるとおり、過失によるというよりは、故意的にアスベスト対策を実施していないのですけれども、故意か過失かという区分は要領の中にはなく、故意による粗雑履行という措置要件がないので、少なくとも粗雑履行であったことには間違いのないので、過失による粗雑履行に該当としました。さらに、委員がおっしゃったように虚偽の報告な

どといったことがありましたので、一段重い指名停止をするということで、不正または不誠実な行為にも該当するという対応をさせていただきました。

(梅澤委員)

令和6年2月から始められた余裕期間制度の導入について、人材や材料等の確保による期間ということだと思えるのですが、もう少し具体的にお聞きしたいなと思いました。例えば工事の金額だったり、工事を実施する期間によって確保する日数とかというのが変わってきたりするものなのではないでしょうか。その辺を詳細に教えていただけるとありがたいです。

(事務局)

余裕期間制度については、90日以内の余裕期間制度を設けることができるとしておりまして、その余裕期間について、新潟市の場合は、先ほど申し上げたように、工事着手日を調整できることとしています。市が発注するときに、着手日をこの日にしてくださいと市から指定する発注者指定型と、受注者の方で技術者などの配置状況に応じて、この日に着手しますと申し出る受注者選択型の二つがございます。比較的工期にゆとりが持てる案件については、受注者選択型の方が、受注者としては自社の仕事の状況などに応じて着手ができるので良いという面があります。一方で発注者指定型につきましては、例えば学校の工事は夏休みでないとなかなか工事ができないとか、橋の工事ですと出水期、水の出る時というのは工事ができないというように、工事ができる時期に制限があるような場合に、契約をした上で、通常ですと契約日から5日以内に工事に着手する規定があるのですが、発注者の方で着手日を3か月後というように指定をすることで、契約してから着手するまでの間、受注者側で技術者を配置しないでいい期間が生じ、そこにも少しゆとりが生まれるということで、学校の工事や橋の工事ですと発注者選択型の余裕期間制度を導入するといった仕組みになっています。

(今井委員)

基本的なところで申し訳ないのですが、談合情報の対応状況というところで案件なしとありましたが、談合情報というのはどこから入手するのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございました。いろいろなパターンが考えられるかとは思いますが、事業者の中からそういう声が出てきて市に通報するというのも考えられ、主にはそういったパターンです。あとは内部でというようなこともあるかもしれません。

(上村委員長)

ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。

## (2) 当番委員より抽出工事事案の説明

それでは先に進めさせていただきます。続きまして、次第(2)当番委員より抽出工事事案の説明についてでございます。今回、審議いたします抽出工事事案につきましては、当番委員の梅澤委員から事前に抽出していただいております。抽出事案と抽出理由について、梅澤委員からご説明をお願いいたします。

(梅澤委員)

抽出工事についてご説明いたします。制限付き一般競争入札から4件、74番の建保第64号については辞退2社、超過1社であるが落札率が93パーセントであるため抽出いたしました。

79番の西土第40号については辞退等が発生していませんが、落札率は96パーセントと高かったため抽出いたしました。

87番の西土第18号についても辞退等が発生していませんが、落札率が95パーセントであるため抽出いたしました。

121番の建保第74号については、無効が20社と多数に及んでいるため抽出しました。

指名競争入札については1件、No.16の東下第24号について、落札率が高く、辞退及び棄権が多いため抽出いたしました。

随意契約については40番の公建第47号の随意契約ですが、落札率が95パーセントと100でなかったため抽出いたしました。

(上村委員長)

ありがとうございました。それでは、抽出事案につきましては事務局から一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順にご説明をお願いしたいと存じます。なお、質疑につきましてはある程度区切りながら行いたいと思います。

まず、一般競争入札の総合評価方式の事案につきまして事務局は説明をお願いいたします。

## (3) 抽出工事事案の審議

(事務局)

契約課長補佐の小樋山です。よろしくお願いたします。

資料11ページの抽出事案説明書①の各項目を順に見ていきたいと思っております。抽出案件①ですが、案件名は建保第64号「白根カルチャーセンター外壁改修工事」となっております。発注方式は制限付一般競争入札で総合評価方式を採用しております。工事担当課は建築保全課でした。予定価格は1億7,292万円、落札金額は税抜き1億6,120万円でございます。落札率は

93.22 パーセントでした。この落札率は落札金額を予定価格で割り返した率になります。工事種別は建設業法で定められた 29 工種のうちのひとつで、建築一式でした。

12 ページをご覧ください。工事概要ですが、施設の長寿命化を目的とした計画的な予防保全として外壁の改修工事を実施したものです。対象の建物の規模ですが、白根カルチャーセンターは鉄筋コンクリート 3 階建ての建物になります。延べ面積は約 6,800 平米です。

11 ページにお戻りください。工事概要の次の項目、競争参加資格の設定内容ですが、13 ページに入札公告というものがついていまして、こちらに記載されているのですが、この白根カルチャーセンターに係る個別の要件設定を公告したものになります。このほか、説明書には出てきませんが、暴力団に関わりがないですとか、指名停止中でないですとか、個別の案件ではないすべての案件に共通の一般的な参加要件というのもございます。

続いて、資格設定の経緯、理由です。理由としましては、不良、不適格業者の排除や工事の品質確保の観点から入札参加に一定の条件、地域要件も含めた一定の条件を付しています。理由としましては、施工能力のない事業者が実施をしてしまうなど品確法に基づく条件付けと、中小企業振興基本条例、地域の経済規模の強化というものを目的とした条例がありますので、これを基にした地域要件を設定しております。経緯としましては、副市長を委員長とした新潟市請負工事等入札参加資格要件審査委員会に諮って決定しております。

次に、資格参加申請書の提出者数は 15 者ございました。そのうち辞退者が 2 者ありました。最終的に入札参加者は 13 者でした。このうち超過がありましたので、有効札としましては 12 者となりました。

次の落札候補者の資格認定ですが、入札事務、手続期間の短縮や入札契約事務の効率化を目的として、一般競争入札すべての案件で入札後に資格審査を行っております。この案件についてもそうでした。

次ですが、入札状況等の契約までの経緯ですが、こちらに記載のとおりとなっております。

先ほど少し触れた 13 ページの入札公告をご覧ください。先ほどの事案説明書と重複の部分がございまして、項目が細かく並んでいるうちの予定価格以降を確認していきたいと思えます。

まず予定価格ですが、事後公表としております。落札候補者決定後に公開するという事です。

その次の最低制限価格ですが、この案件につきましては総合評価方式としたため、最低制限価格は設けておりません。

申請申込締切日時から入開札予定日時までですが、電子入札の手続が可能な期間ですとか開札時間等を記載したのものになります。

続いて、前払金です。業者決定後、業者から求めがあった場合に、契約金額の4割以内を前払いすることができるという制度ですが、本工事については適用対象としております。

部分払いは工期が2年以上の場合に適用するもので、年度ごとの出来形によって支払額を決定するものです。この工事は2年を超えるものではないので適用対象外でした。

入札保証金は、新潟市競争入札参加資格者名簿に登録済みの事業者は免除されます。

次に請負事業者賠償責任保険です。施工中に事故等で人身、物損等の被害が生じたときのための保障のことを指しますが、この工事では要加入としております。現場に行かない設計業務のほうは別として、実際に手を動かしていただく工事についてはすべて保険に入ってもらおうことになっております。

これ以降の部分につきましては、この案件を精査したうえで、先ほど申し上げた不適格業者の排除ですとか、工事の品質確保、地域振興などの観点を考慮して決定した要件になります。まず、単体または特定共同企業体ですが、一定金額以上の工事でJVとしているのですが、本工事については要件に該当しませんでしたので、単体としております。

格付または評点ですが、2年に一度、業者登録の更新をするのですが、そのタイミングで個々の事業者に対して格付を実施しております。SからCランクまであり、この工事においてはSランクまたはAランクに格付認定されているものという条件を付けさせていただいております。

営業拠点です。地方自治法で地域要件の設定が可とされております。この工事については市内に本社を有する事業者のみ参加を許可するという縛りを設けております。

実績要件です。延べ床1,000平米以上の複数階層建てで木造ではない建物の新築、改築、増築の工事实績、または金額3,000万円以上の木造でない複数階建物の改修工事实績のいずれかを求めています。実績は、コリンズといわれる公共工事实績データベースシステムで確認しております。システムは国土交通省が整備したものです。

14 ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。先ほどの案件の入札結果についてまとめております。技術点を含めた総合評価の結果、新潟藤田組が落札しました。予定価格1億7,292万円だったところ、落札価格は1億6,120万円でした。2者が辞退しておりますが、理由としては、直前に他の工事を受注することになり、従事予定だった技術者がそちらに取られてしまったので、辞退せざるを得なかったと聞いております。総合評価の案件ですが、総合評価の内容については、バトンタッチしまして、技術管理課から説明させていただきます。

(事務局)

技術管理課でございます。

15 ページをご覧ください。総合評価方式による評価結果でございます。本案件は、総合評

価方式の簡易な施工計画を求めない特別簡易型を採用しています。表は、1行目の左側から、ナンバー、入札参加者名、入札価格、価格評価点（A）、技術評価点（B）、総合評価点（A）＋（B）、結果を記載しております。この表は私どもが実際に評価する際に使用するものをご提示しているので、多少見づらい部分があると思いますが、ご了承ください。

表の上に記載の調査基準価格を記載していますが、それより高い価格で、それに最も近い価格を80点とします。価格評価点（A）の列をご覧ください。No.4の興洋管建株式会社が80点で、この入札価格を基準とします。この基準から離れていくにつれて減点していきます。しかしこの基準より低い場合は、高い場合に比べて3倍の減点をするという計算をしております。技術評価点（B）の採点方法については次ページにて説明させていただきます。

ページをおめくりください。総合評価方式に関する評価調書でございます。上段の概要の下、総合評価の配点及び評価項目をご覧ください。1行目の左側から、総合評価点100点、価格評価点80点、技術評価点20点とあります。その下の行で、簡易な施工計画、工事の施工能力、地域貢献度、客観的な優良性があり、その下の行に評価項目を記載しています。この案件では、簡易な施工計画は求めていませんので、評価は空欄になっております。表の右端側に技術評価点（B）の列に合計点、順位を示しています。No.8の株式会社新潟藤田組が1位になっております。この採点結果を前ページに記載しています。

15ページにお戻りください。技術評価点のところには先ほどの結果を記載しております。その右隣になりますが、総合評価点（A）＋（B）が合計点数、その右隣が結果となり、候補とある株式会社新潟藤田組が落札候補者となります。その後、候補者から自己評価した技術評価を確認する書類の提出を技術管理課が受け審査を行い、その結果、誤りがなければ、契約者となります。なお、株式会社新潟藤田組の価格評価点は4位でした。

また、No.14の秋葉建設興業株式会社、15の株式会社加賀田組新潟支店の2者は辞退しておりますので、総合評価の評価対象から除いています。また、No.13株式会社伊藤組は価格が予定価格を超過したことから、価格評価点の採点は行っていません。

以上で説明を終わります。

（上村委員長）

ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問等がございましたらお願いいたします。

（松岡委員）

先ほどの入札公告のご説明の中で、入札保証金が免除ということだったのですが、新潟市の名簿に加入している業者であれば免除というようなご説明だったようにお聞きしたのですが、法令によると、入札ボンドの提出があるようなときは免除になるケースもあるみたい

なことを読んだことはあるのですが、どういうことで免除という扱いにされているのでしょうか。

(事務局)

法令的な裏づけとしましては、新潟市の契約規則の第10条で、入札に参加する者が名簿に登載された者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは免除してよいという規定になっております。何を言いたいかというと、名簿に載っていて、新潟市とつきあいのある業者であれば受注したにも関わらず突然辞退するということはまずないだろうという見方から、こういった規則を整備して、実際に運用させていただいているところでございます。

(松岡委員)

分かりました。ありがとうございます。実態と合っていないかもしれないのですが、一応意見として。例えば拝見していて辞退とか、前回も出ましたけれども、辞退理由の回答を提出しない業者などがあると聞きまして、それであるとなかなか辞退理由の分析や精査ができないこともあるものですから。入札保証金という法令上の制度だと、例えば5パーセント以上とかあるようですけれども、そういうものでなくてもいいのですけれども、何らかの担保的な保障制度があると、合理的な理由がなく辞退した場合は何らのお金が没収されるとか、何らかの減点をされるとか、お金じゃなくてもいいと思うのですけれども、合理的な理由なく書面を提出しない場合はペナルティを与えるとか、そういった工夫ができないのかなというのが素人的な意見でございます。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。ちなみに金銭的な保障とイコールではないのですけれども、落札して、急にやめるといった申し出があった場合は、先ほどの斎藤電設ではないのですけれども、指名停止の対象となります。そういった事由で指名停止の対象となって処分を受けた事業者も数年に一度は出てきております。そういったペナルティは一応あるという立てつけではあります。

(松岡委員)

ちなみに、そういった場合で損害が市に発生した場合、損害賠償請求というのはされているのですか。例えば落札し直しの人件費とか、そういったものがあると思います。不十分な工事ももう1回、再入札で別の事業者が発注しなければいけなかったことによる損害とか、その辺はどうなのでしょう。

(事務局)

これまでに落札辞退により損害が生じたということで損害賠償を請求したということはない

いです。ただ、契約をしてから契約解除になってしまったという場合には損害賠償を請求していますし、先ほどの指名停止の斎藤電設などにつきましては、保育園のクリーニング費用ですとか、保護者への説明ですとか、そういったようなことで費用が生じておりますので、それを請求するという事はしております。

(上村委員長)

ほかにはいかがでしょうか。ご質問等はございませんでしょうか。

それでは、残りの一般競争入札の3件につきまして、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

引き続き、抽出事案②の説明をさせていただきます。18 ページの抽出事案説明書②をご覧ください。案件名としましては、西土第40号「一般国道402号法面对策(A534他)工事」となっております。発注方式は制限付一般競争入札です。工事担当課は西部地域土木工務所でした。予定価格が6,181万円のところ、落札率は96.59パーセントとなりました。

工事種別としましては、とび、土工、コンクリートです。工事概要は、次のページに記載のとおりですが、国道402号線西蒲区間瀬地区から角田浜のあたりまでの道路防災事業ということで、落石、崩落、土石流防止のための法面对策工事を実施したというものになります。

資格を設定した経緯・理由ですが、1件目と同様に、請負工事等入札参加資格要件等審査委員会に諮って決定しております。

参加申請書の提出状況については、事案説明書に記載のとおりでございます。

20 ページの入札公告をご覧ください。事案説明書と重複の部分は省かせていただきます。予定価格以降を確認します。予定価格については事後公表でした。

最低制限価格は設けるとしております。

単体または特定共同企業体についてはJVを組まない単体で設定しました。

特定建設業については特定建設業許可を要するとしております。4,500万円以上を下請に出せる許可がいるとしております。営業拠点は市内に支店、営業所を有する業者としております。実績要件ですが、15年以内の請負金額250万円以上の斜面上での落石防護網設置工を用いた法面工事の実績としております。合わせて技術者要件を設定していきまして、自社で直接雇用しているのり面施工管理技術者を配置することを要件としております。

21 ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。予定価格や落札の率については先ほど申し上げたとおりです。参加申請者は6者いましたが辞退者はありませんでした。最低制限価格は5,590万円でしたが、これを下回る入札はなく、すべての札が有効な中で中部川崎株式会社が5,970万円で落札いたしました。落札率が高い要因ですが、法面对策工事は特殊性が強く、かつ斜面上での作業ということで危険を伴うため、事業者側の受注意欲があまり高まらなかつ

たのではないかと推測しております。かつ、技術者要件として、貴重な人材であるところののり面施工技術者の配置を必要としましたが、この資格は民間資格なのですが難関資格であるといわれており、どうしても事業者が限られてくることから、国や県でも同様に法面对策工事をやろうとしたときの落札率は総じて高いと聞いております。業者が強気で売り手市場の案件であったということが原因ではないかと思われまます。

私からは以上です。

(事務局)

西蒲区地域総務課の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

私から、抽出案件③西土第 18 号一般国道 402 号法面对策 (G515) 工事についてご説明いたします。資料につきましては 22 ページをご覧ください。発注方式は制限付一般競争入札で、工事担当課は西部地域土木事務所です。税抜きで予定価格は 2,291 万円、落札金額は 2,180 万円、落札率は 95.15 パーセントでございました。工事種別は、とび、土工、コンクリートで、工事概要については 23 ページに記載のとおりとなっております。

一般国道 402 号西蒲区間瀬地区から角田浜地区の道路防災事業の一環で、落石、崩落、土石流等を防止し、安全な通行を確保するため、法面对策工事を実施したものでございます。資格参加申請書の提出者数などは記載のとおりでございます。

続きまして、資料の 24 ページをご覧ください。入札公告ですが、参加資格要件は、下から 5 段目でございますが、令和 5 年度、令和 6 年度新潟市入札参加資格者名簿で、とび、土工、コンクリート工事に登録されている業者であること、実績要件は平成 20 年 4 月 1 日以降に竣工した請負金額 250 万円以上の法面对策工事の施工実績があるものでございます。なお、配置技術者については、のり面施工管理技術者を配置する必要があります。

25 ページをご覧ください。入札契約結果をご覧ください。予定価格は 2,291 万円に対し落札価格 2,180 万円で中部川崎株式会社が落札しました。落札率が高い要因でございまして、先ほど抽出案件②にもございましたように、法面对策工事等は通常の工事と比較すると特殊な工事となっております。また、のり面施工管理技術者の配置が必要であることなど施工可能な事業者が限られていることから、国や県、過去の市発注の法面对策工事の結果を見ても落札率が高い傾向にあります。そのため、今回の工事についても結果的に高い落札率になったものと推測されます。

私からの説明は以上となります。

(事務局)

南区地域総務課の関と申します。よろしくお願ひいたします。

抽出事案④建保第 74 号南区役所月湯出張所空気調和設備改修工事につきましてご説明させ

ていただきます。資料の 26 ページをご覧ください。工事の担当課は建築保全課でございます。予定価格につきましては税抜き 2,710 万円で、落札額は 2,500 万円、落札率は 92.25 パーセントでございました。工事種別は管工事となります。

27 ページをご覧くださいと思います。この工事は施設の長寿命化を図るための新潟市公共建築物保全計画に基づきます保全対象部位のうち冷暖房設備にかかる改修工事でございます。工事内容につきましては既設の老朽化した、これはもともとは灯油式のヒートポンプエアコンがついていたのですけれども、これを撤去しまして、ガス式のヒートポンプエアコンを新設するものでございます。

資料 28 ページをご覧くださいと思います。入札公告でございますが、新潟市契約規則等に基づき参加資格要件等を設定しております。公告日は令和 6 年 1 月 23 日、工事の履行期限は契約日から令和 6 年 8 月 20 日までとなっております。入開札日時は令和 6 年 2 月 15 日の 9 時です。格付及び評点につきましては令和 5 年度、令和 6 年度新潟市入札参加資格者名簿の管工事で A または B ランクに格付認定されているものとなります。営業拠点実績要件につきましては記載のとおりでございます。

続いて 29 ページと 30 ページをご覧くださいと思います。入札につきましては一般競争入札を行いました。入札結果でございますが、30 者の入札参加申込みがありましたけれども、5 者が辞退し 25 者が応札、うち 20 者が無効となっております。抽出要件にあります無効が 20 者と多数に及んだ原因でございますけれども、入札結果を見ますと、無効となった 20 者はすべて最低制限価格の 90 パーセント以内の金額を札入れしているという形になっておりますので、全体的にはばらつきが少なかったと考えております。そう考えますと、各業者の競争が激しく左右した結果として 20 者が無効になったのではないかと推測しているところです。また、落札結果につきましては 2 者が最低制限価格と同額ということになりましたので、最終的にくじでの決定となったものでございます。

以上で説明を終わります。

(上村委員長)

ありがとうございました。ただいまの 3 件の説明につきましてご質問等はございますでしょうか。

(梅澤委員)

ご説明ありがとうございました。最後の南区役所月潟出張所に関する件なのですが、無効となったということで、90 パーセント以内とはあるのですが、比較的 2,300 万の刻みだったり、2,400 万円の刻みだったりしていると。最低制限価格が 2,500 万円に設定された際の妥当性といえますか、これを下回る金額でけっこう多くの業者さんが出されていたのですけれ

ども、2,500万円に最低制限価格を設定された経緯を説明いただくことはできますか。

(上村委員長)

予定価格の設定がそもそも適切であったのかというご趣旨かと思えますけれども、予定価格はどのように決められたのでしょうか。

(事務局)

意図的に私どものほうで、そのときの意向で決めるというものではなくて、一定のシステムで作成したものでございます。

(事務局)

委員長がおっしゃるように、予定価格があって、そこから最低制限価格は算式が決めているのですけれども、おそらく予定価格がそもそも高いのではないかというご趣旨の質問なのではないかと思うのですけれども、予定価格の決め方としましては、こういったような空気調和設備みたいなものと、おそらく機器の価格の参考見積をとったうえで、それ以外のものも積算してとなりますので、参考見積もちろん一つではなくて幾つかからとっているのですけれども、それで算出したものの競争が働いて、皆さん、低めに入れられたとか、別の機器を使うことを想定して算出したとかいろいろなことで、おそらくこういった工事ですと、機器の金額が大きな比重を占めますので、そのこのところのずれで予定価格が上振れしたのかなと考えています。

(上村委員長)

ありがとうございます。だいたいこういう場合というのは参考見積をとってということになるのでしょうかけれども、何者からかかってということなのでしょうけれども、参考見積をとるときにばらつきといいますか、あまり高振れしないようなとり方などについてもご検討いただけるとありがたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。ご質問等はございませんでしょうか。

(今井委員)

2番と3番の案件なのですが、受注した会社が同じ会社ですけれども、工事の内容も402号線の法面の対策工事ということで、契約担当課が別々なのですけれども、別の場所だから1件1件別にされたのだと思いますけれども、別な会社になると不具合があるとか、たまたま同じ会社だったのか、そこら辺の説明をもう少しいただけるとありがたいです。

(事務局)

基本的に受注機会の確保ということで、分割できる工事は分割して発注するというのが新潟市の基本方針になります。おっしゃるような、同じ業者がいいということでは決してないのですけれども、例えば場所が近くて工種も同じということになりますと、結果として配置技術者

が兼任できたりとか、あるいは物理的な移動の時間がかからない、作業員を共有できるというような環境条件から同じ業者がやはり強くて、同一の業者が落とすということはまああることかと思えます。ただ今回は発注が契約課発注のものと区発注のものに分かれていますのでそういった対策はとらなかったのですが、冒頭申し上げた受注機会の確保というところで、各社さんからも要望もありますので、一抜け方式という対策を講じております。これはどういったものかという、工事を分割しましたと。でも、距離が近いし、工種も似ていますし、規模も近いといった案件を、今回のように同じ会社が二つとってしまうと、その分、ほかの会社の受注機会が失われるということになりますので、似たようなタイミングで、似たような場所で、似たような規模の工事については、同一の会社が受注できるのは1つだけです。1つとれたら、2つ目は落札候補者にしませんというルールを定めたいえでやっております。

(今井委員)

ありがとうございます。よく分かりました。

(上村委員長)

ちなみに、契約課と西蒲区の発注と違うようですけども、発注部署が違うのは何かルールがあるのでしょうか。

(事務局)

金額的なものです。金額規模。規模によって金額が上がってきますので、金額によって役割分担を定めているというところに基づいています。

(富山委員)

最後の南区のところなのでですけども、先生方がおっしゃるように、これを見ますと予定価格がそもそも高すぎたのではないかと見えるのですけれども、ガス式の機器というのは何個あって、そのいくつをとって見積を出した結果、このようになったのかということと、これを見ると、そもそも予定価格の設定がよろしくなかったのではないかとことを検証するとか、あるいは今後の改善点につなげるような場合は、結局、ここになるのでしょうか。

(事務局)

こういったものの予定価格の積算につきましては、工事をする建築保全課のほうで見積をとっているのですが、複数社からとったことは間違いないのですけれども、今ここで、何社からどれくらいとったかというのは把握できていない状況です。ただご指摘のように、これに限らず、私ももったいないなとか、もう少し安くできたのかなという感想を持つことが、これはたまたま落札者が決まったのですけれども、全者最低制限価格を下回って不調になるということもありますので、そういうときにはもう少し積算を見直してもらおうとか、予定価格は本当に大丈夫かというような話は工事課とすることもございますし、ご指摘のとおりだと思いますの

で、これからもそういった取組みをしていきたいと思えます。

(富山委員)

もう一つ、同額のためくじにより決定とあるのですけれども、これも何とかならないのかなと思うのですけれども。何らかの違いが出てくると思うのですけれども。

(事務局)

くじといたしましても、くじ引きをしているというよりは、私どもは電子入札システムで入札を行っておりますので、同額的时候には、そこから電子くじといたしますか、システムの中で、どちらかに決めるということで決めていますので、今のところのシステムではどうしてもくじになってしまっていて、もう少し安くできないのという交渉をするというような仕組みにはなっていないのが現状です。

(松岡委員)

私も、高校野球じゃないのだから、くじというのは合理性がないのではないかと少し調べたら、地方自治法の施行令 167 条の 9 で、同額入札になったときはくじを引かなければならないと法令上の規定になっているようなのですけれども、常識的に考えると、一般競争入札で同じ値段であれば経営事項審査が良い業者、持ち点が高いとか、評価の高い業者を優先するほうが合理的な気がするのですが、ここで聞きしてもしょうがないかもしれないのですが、くじになった趣旨みたいなものがよく分からないのと、新潟市からそういうところに出向されている方がいるのかどうか分からないのですけれども、法令の制度趣旨とか、その改正とか、そういうことに新潟市として、自治体として関わられるような手段なり機会というのはあるものでしょうか。

(事務局)

おっしゃるように、経営事項審査、技術力が高いとか、経営が安定しているところという趣旨でいいますと、先ほど技術管理課からご説明申し上げた総合評価方式ですが、あちらは価格だけではなく事業者の技術力などを総合的に加味して決める方式です。委員がおっしゃるように、くじ率が高いということについては国土交通省もよいことだとは思っていないので、総合評価方式を積極的に取り入れたほうがいいのではないかといいことを言われることもあります。さまざまな入札制度について私どもからこうしたほうがいいのではないかということを使う場としては、例えば政令市の市長会から総務省への要望という形です。こういった契約制度について、今、よく議論になっているのは、随意契約ができる金額というのが昭和五十年代からずっと変わっていないので、物価も上がっているんで、もう少し金額を見直してほしいといったことを要望する仕組みはありますので、さまざまな問題点を私どものほうでも整理したいと思います。

(上村委員長)

ありがとうございました。なかなか難しい問題だとは思いますが、よろしくお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。それでは、先に進めさせていただきたいと存じます。

続きまして、指名競争入札1件につきまして、事務局のご説明をお願いいたします。

(事務局)

西区総務課です。よろしくお願いいたします。

資料の31ページ、抽出事業説明書⑤になります。東部地域下水道事務所の小新西第2排水区雨水調整池圧送管敷設工事についてです。予定価格は697万円に対し、落札価格690万円で、落札率は99パーセントでした。工事種別等は土木一式となります。

32ページをお開きください。工事概要になります。西区小新西地域は海拔ゼロメートル以下の低地で雨水が集積しやすい地形となっております。過去の大雨により幾度となく床下浸水や道路冠水の浸水被害が発生している地域となります。本工事ではこれらの浸水被害を軽減させるため、新たに整備している雨水調整池に溜まった水を排水するための圧送管路の敷設を行うものです。

33ページ、入札情報になります。入札方式は指名競争で、開札は令和5年11月28日に行いました。

34ページをお開きください。入札・契約結果詳細についてです。下の表になりますけれども、記載の14者を指名いたしました。2者が棄権、7者が辞退、3者が超過という結果になりました。残り2者は同額での入札であったため抽選により落札者を決定しました。本件について辞退が多いということなのですが、辞退した7者の辞退届を見ますと、積算してみたが割に合わない工事だったということを理由に挙げた業者が5者、ほかに工事を受注したため、技術者の確保ができなくなったということを理由に挙げた業者が1者、残りの1者の辞退理由は不明です。

続いて、落札率が99パーセントと高くなった経緯についてですが、前提として土木工事は積算基準や設計単価が公表されていることから、予定価格を算出しやすい状況にあります。また、本工事の工種が少なく、工事内容が比較的単純であることに加えて材料費が大部分を占めることから、落札率が高くなったと推測しております。

(上村委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問等はございますでしょうか。

(今井委員)

説明ありがとうございました。この契約日が今年の11月の末なのですが、その後、能登半

島地震があって、西区のここら辺の近いあたりがいろいろ大変なことになっていますが、その後の実際の、入札とは関係ないかもしれないのですが、工事の具合とかどういふふうになっていて、金額がこれで収まっているのかとか、そういうことがもし分かれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

実はこの工事なのですが、管の敷設の前段として雨水調整池を、既存のものがあるのですが、そこにもう一つ新設するということがございます。そこからの排水のためのポンプの設置、それにつながってこの工事があるということになっていまして、前段の工事が若干遅れている部分もありまして、実は本工事は未着手という状況でございます。震災のこの工事への影響の部分ですけれども、幸いにしてこの辺は大きな被害はなかったと。液状化等々で大規模な被害があったエリアからは外れていまして、工事を見直すようなレベルの被害までは出ていないということですので、工事自体の中身の見直しまでは必要ないという判断はされているようです。

(松岡委員)

この件もまったくじみたいなのですけれども、教えていただきたいのですけれども、入札するときの1円単位まで入札していいのか、入札額によって万単位なのか、千円単位なのか、決まっているのですか。それをもう少し下げれば、同額でくじというのは防げる可能性が高まると思うのですけれども、そういうことは考えられていないのでしょうか。

(事務局)

最低制限価格の設定は指名競争入札1,000万円以下だと1万円単位で、一般競争だと10万円単位となっています。

(上村委員長)

最低制限価格のことですか。予定価格のことですか。

(松岡委員)

私が申し上げているのは入札価格です。入札価格を1,000円単位などにすれば、完全一致のくじを防げる可能性が高まると思うのですけれども

(事務局)

そういう入札ができないわけではないのですけれども、最低制限価格が1,000円単位は切り捨てだということが分かっているので、そこをねらって入れてくると、結局、細かい数字を入れても無駄というか、一番最低制限価格に近いのはきりがいい数字ということで、そういう入札をしてくる業者がいない状況だと思われまます。

(上村委員長)

確かにそうですよね。くじというと偶然的なもので決めてよいのかという疑問が出るのは理解できる場所ですけれども、ただ、くじだからこそ公平性が担保できるということもありますので、なかなか難しいところかとは思いますが。

ほかにご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後の案件になりますが、随意契約1件につきましてご説明をお願いいたします。

(事務局)

西蒲区地域総務課でございます。よろしくお願ひいたします。

資料の35ページをご覧ください。抽出案件⑥公建第47号七浦保育園アスベスト除去工事についてご説明いたします。発注方式は随意契約で、工事担当課は公共建築課でございます。税抜きで予定価格は1,999万円、落札金額は1,900万円、落札率は95.05パーセントでございました。工事種別はとび、土工、コンクリートです。

36ページをご覧ください。工事概要については記載のとおりとなっております。七浦保育園の施設の安全性を向上させ、早急に施設運営の再開に向けた環境整備を図るため、遊戯室の内装吹付材のアスベストの除去工事を実施したものでございます。選定した相手方につきましては記載のとおり、株式会社斎藤組となっております。当該事業者を選定した経緯・理由でありますが、記載のとおりでございます。園児が利用する遊戯室の天井内装吹付材にアスベストが含有していることが判明したことから、緊急に除去工事を実施する必要があったため、いち早く現場の状況を調査するとともに、最良な除去方法を立案でき、諸官庁の手続を迅速に行うことが可能な事業者を選定する必要がございました。

そこで、過去、南区で同様に保育園の遊戯室でアスベスト除去の工事を実施したノウハウを持ち、いち早く現場の状況を調査可能な事業者として西蒲区の株式会社斎藤組を選定いたしました。

38ページをご覧ください。入札・契約結果詳細でございます。先ほどご説明したとおり、落札金額は1,900万円で、落札率が95パーセントとなっております。こちらの落札率となった原因でございますけれども、先ほどご説明したとおり、内装吹付材にアスベストが含有していることが判明し、緊急でアスベスト除去が必要になったこと、また、保育園というところの施設の運営上、3月に卒園式を迎え、また4月になれば新入生が入ってくるということで、利用者の環境の確保も必要となっていることから、工事を3月までに完了させる必要があると判断いたしまして、担当事業者の斎藤組から非常に短い期間で現地調査と参考見積の作成を実施していただきました。市では、その参考見積を基に設計金額を算出し、予定価格を決定しております。ただその後、斎藤組のほうから見積の精査などをしていただき、その結果として落札金額と予定価格に差が生じたと推測されるものでございます。

(上村委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問等はございませんでしょうか。

(榎並委員)

私は今、西区に住んでいるのですけれども、西区のこういう種類の施設にアスベストがあったというのはわりとよく聞きます。これはどのくらいの時期からあったのだろうかというのが、私がそこでいろいろ活動しているときにあったのだろうかというのはすごく不安だし、七浦保育園にいつからアスベストがあって、子どもたちがここで遊んでいたのだろうかということが不安なのです。関係ないのですけれども、そういうことが西区の場合があるので、ちょっと教えていただきたいと。

(事務局)

アスベストについてはいろいろなご心配があろうかと思うのですけれども、法律が変わったことでアスベストへの規制といいますか、こういったものがだめだというようなものが多くなっているということもありますので、西区でどれくらいの施設に対策が必要なものがあるかというデータは、今持っていないのですけれども、こういったアスベスト対策が必要なものについては、順次、除去工事などを行っている状況です。

(榎並委員)

早めに対策は講じていただきたいと思っています。

(事務局)

アスベストにもいろいろなレベルがありまして、これもそうなのですけれども、天井板の塗料に入っているものと、通常、別にそこで生活しているときにはアスベストを吸い込んで健康被害が起こるといったことはないのですけれども、先ほども申し上げた工事をするとときに穴を空けるとアスベストが飛散するおそれがあるとか、そういったレベルのものまでさまざまありますので、レベルに応じて対応を各施設で行っているところです。

(富山委員)

この工事は結局、何月何日から何月何日までやって、その間、子どもたちは工事の期間中だけここを使えなかったということなのでしょうか。

(事務局)

こちらの案件につきましては、10月24日に一部の部材が剥離しまして、その成分を調べた結果というところから始まりました。契約につきましては、準備段階も含めまして12月から行っております。工事の完了につきましては3月上旬には完了しております。保育園の運営のほうですが、すでにアスベスト含有ということで影響があった時点で施設の運営につきまして

は隣接のコミュニティセンター、または近隣の別の保育園のほうに移動しまして、工事が完了するまで保育を実施させていただきました。

(富山委員)

もし、ほかの施設に移動が可能であれば、短い期間でも入札することは可能ではなかったのかなと考えることはできるのかなと思うのですけれども。

(事務局)

保育園のほうも隣接するコミュニティセンターも別用途の施設になりますし、また、近隣の保育園につきましても所要の面積は満たしているのですが、園児が増えている、また、送り迎えの関係などもありますし、住居の関係などもありますので、こちらについては施設運営のほうを優先させていただいて随意契約とさせていただきました。

(上村委員長)

ほかにご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で抽出議案の審議を終了させていただきます。本日の委員会において、全体に関する質問や市の入札・契約制度についてご意見などがありましたら、お願いいたします。

すでにご審議の中でいろいろご意見を頂戴していたかと思えますけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

それでは、最後のまとめの意見はなしということにさせていただきますけれども、審議の中でいろいろご意見を頂戴いたしましたので、それについてご検討いただければ幸いです。

最後に、次第2「その他」について事務局の説明をお願いいたします。

## **2. その他**

(事務局)

皆さん、ご審議ありがとうございました。連絡事項が2点ございます。第2回の開催について、次回の定例会議は令和6年11月下旬を予定しております。時期がきましたら、事務局から日程調整のお願いをいたしますので、よろしくをお願いいたします。

次回なのですけれども、審議対象工事を抽出していただく当番委員につきましては松岡委員にお願いしたいと思います。お忙しいところ大変恐縮ですがご協力いただきたく、よろしくをお願いいたします。

(上村委員長)

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の委員会はすべて終了となりますので、

閉会とさせていただきます。スムーズな議事運営へのご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。